



[編集・発行] 三箇校区福祉委員会 〒574-0077 大東市三箇4丁目1番5号 (電話) 072-873-8878

平成26年度

”校区福祉委員会まつり”を開催します

校区福祉委員会活動の一環行事として、60歳以上の方を対象に開催します。お誘い合わせ、お気軽にお越しください。

- [日 時] 3月18日(水) 午後1時～4時
- [場 所] 三箇自治会館・高齢者交流センター
- [内 容] 第1部 講演会「特殊詐欺被害防止と高齢者の交通事故防止」



(講師) 四條畷警察署生活安全課 伊藤係長

第2部 ふれあいサロン



健康相談、大正琴演奏会
バルーンアート、手品
カラオケ



手品「雅楽多の会」白髪亭珉珉さん

- [対 象] 60歳以上の方
- [費 用] 無料

[その他] 車イス等をご使用の方で介護タクシーが必要な場合は、当委員会で手配しますので、民生委員又は下記の連絡先へ申し出てください。

[連絡先] 072-873-8878 (三箇自治会館) 校区福祉委員会事務局

世代間交流事業

平成27年2月24日(火)午前11時30分から三箇小学校で『1年生との昔遊び交流』と『1年生～6年生との給食交流会』を行いました。

1年生との昔遊び交流

「コマ遊び」、「お手玉遊び」、「あやとり遊び」、「けん玉遊び」の4グループに分かれて、昔遊びの仕方や面白さを子ども達に伝えました。初めての“昔遊び体験”の子ども達も沢山いましたが、皆さんの手ほどきで、短い時間でしたが子ども達は直ぐに上手くなり、あちらこちらで歓声が上がっていました。参加いただいた方々も、子どもの頃を思い返しながら童顔にかえって“昔遊び”を楽しんでいただいたようです。

日頃、お年寄りと話す機会のない子ども達や、反対に子ども達と話す機会の少ない高齢者にとっては、貴重なひと時でした。終わりに、三箇自治会の山本文男さんにバルーンアートを披露していただき、1年生の全員にバルーンアートをプレゼントしていただきました。



お手玉遊び



けん玉遊び



コマ遊び



あやとり遊び



バルーンアートの披露

1年生～6年生との給食交流会

交流会当日の献立は、『コッペパン、はるさめのひき肉炒め、バターコーン、ソフトチーズと牛乳』でした。最初は、少しぎこちないところもありましたが、見守り隊の方々にも多数参加いただいたこともあって、交流会は、大変和やかな雰囲気でした。



2月24日の献立



給食いただきます



楽しい給食

子育てサロン

平成26年度第3回子育てサロン

《内 容》 ふれあい運動会

(他) 手遊び、体操、交流会等

《と き》 平成27年3月13日(金) 午前10時～11時30分

《会 場》 三箇自治会館

《対象者》 0歳児から就学前の子どもとその保護者

《費 用》 無料



★ 子育てサロンに参加して
お友達の輪を広げませんか！

元気でまっせ体操

～介護予防体操～

元気でまっせ体操は、

「立って」

「椅子に座って」

「寝て」

する3パターンがあります。

いつでも、誰でも始めることができます。

毎月の活動日程

[三箇自治会館]

毎週、水曜日／午前10時～11時30分

[新和町自治会館]

毎週、水曜日／午後1時～2時30分

(※ 都合で中止になる場合があります。)



三箇自治会館会場



新和町自治会館会場

あなたも、一度、参加してみませんか！

三箇高齢者交流センター利用案内

高齢者交流センターについて

高齢者交流センターは、概ね60歳以上の市民の方が誰でも自由に余暇を過ごすために利用できる施設で、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等の活動の場として活用されています。

施設の内容

[2階] 囲碁、将棋、マッサージ機、テレビ等の設備及び管理室

[3階] カラオケルーム、ビリヤード、卓球

利用時間・利用期間

◇午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで（ただし、カラオケルームは午後4時まで）

◇利用時間には、準備及び後片付けの時間を含みます。

休館日

- (1) 毎週水曜日
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで
- (3) 国民の祝日（振替休日を含む。ただし、敬老の日を除く。）
- (4) 上記以外で、臨時に休館日を設けることがあります。

利用できる個人、団体等について

◇センターの利用を希望する者は、個人利用、団体利用にかかわらず、予め、利用登録が必要です。

◇3階のカラオケルーム以外の施設は、1人から利用できます。

◇カラオケルームは、予め、サークル登録を済ませた5人以上のサークルが活動を行う場合に利用できます。

使用料

◇各施設の使用料は、無料です。

利用の制限

次の場合は、センター利用の許可はできません。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき
- (2) 施設、付属設備及び器具等に損傷を加えるおそれがあると認めるとき
- (3) 特定の宗教に利用されると認めるとき
- (4) 特定の政治団体に利用されると認めるとき
- (5) その他管理上支障があると認めるとき

利用許可の取消し及び利用の中止

次の場合、利用の許可を取消し又は中止を命ずることがあります。

- (1) 利用許可に付した許可条件に違反したとき
- (2) 許可を受けた目的以外に利用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき
- (4) 公益上又は管理上、特に必要があると認めるとき

利用権の譲渡の禁止

◇利用の権利を譲渡したり転貸することはできません。

管理責任等

- (1) サークルでセンターを利用するときは、秩序保持のためマナー責任者を置いてください。
- (2) センター内では、飲酒、飲食、喫煙はできません。